

通 関 業 の 許 可 の 承 継 に つ い て

標記のことについて、通関業法第11条の2第4項の規定に基づき、下記のとおり通関業の許可の承継を承認したので同条第7項の規定により公告する。

記

- 1 承継を受ける者の氏名又は名称及び所在地

UTロジスティクス株式会社

東京都千代田区神田須田町一丁目5番地（法人番号： 5010001188655 ）

- 2 承認前に通関業の許可を受けていた者の氏名又は名称及び所在地

日本ロジステック株式会社

東京都千代田区神田須田町一丁目5番地（法人番号： 4010001232645 ）

- 3 承継を受ける通関業の許可に係る営業所の名称及び所在地

通関センター

東京都千代田区神田須田町一丁目5番地10

- 4 承継年月日

令和5年8月25日

- 5 許可条件

期限条件は令和8年8月24日までとする。

令和5年8月21日

東京税関長 源 新 英 明